

第4 財政指標

1 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成27年度決算における健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率については、次のとおりです。

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率(一覧表)

項 目		上段：比率（％） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 H26 算定値	早期健全化基準(%)	
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	— 実質収支額 3,490 (黒字)	— 実質収支額 3,697 (黒字)	3.75	
	連結実質赤字比率	— 実質収支額 3,490 公営企業資金剰余額 39,201 計 42,691 (黒字)	— 実質収支額 3,697 公営企業資金剰余額 35,372 計 39,069 (黒字)	8.75	
	実質公債費比率	14.4	14.7	25.0	
	将来負担比率	184.7	189.3	400.0	
資金不足比率	企業会計	水道事業	— 資金剰余額 16,234 (黒字)	— 資金剰余額 16,744 (黒字)	20.0
		工業用水道事業	— 資金剰余額 10,701 (黒字)	— 資金剰余額 12,607 (黒字)	20.0
		電気事業	— 資金剰余額 10,580 (黒字)	— 資金剰余額 4,909 (黒字)	20.0
		病院事業	— 資金剰余額 912 (黒字)	— 資金剰余額 650 (黒字)	20.0
	特別会計	地方卸売市場事業	— 資金剰余額 3 (黒字)	— 資金剰余額 1 (黒字)	20.0
		流域下水道事業	— 資金剰余額 767 (黒字)	— 資金剰余額 460 (黒字)	20.0
		港湾整備事業	— 資金剰余額 5 (黒字)	— 資金剰余額 1 (黒字)	20.0

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

※3 「早期健全化基準」は、財政の早期健全化の取組を必要とするかどうかを示すものです。その基準値以上となると、財政健全化計画の策定の義務が生じます。なお、「早期健全化基準」より更なる財政悪化を示す基準は、「財政再生基準」であり、この基準値以上となると財政再生計画の策定義務が生じ、国の強い関与のもとで財政の再生を目指すこととなります。

(2)各指標の概要

ア 実質赤字比率

一般会計等の収支の赤字の大きさを表す実質赤字比率は、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

イ 連結実質赤字比率

一般会計等に、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計も加えた連結実質赤字比率も、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

ウ 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを表す実質公債費比率については、昨年度から0.3ポイント減少し、「14.4%」となりました。なお、早期健全化基準である25%を10%程度下回っています。

エ 将来負担比率

地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率については、昨年度から4.6ポイント減少し、「184.7%」となりました。なお、早期健全化基準である400%の2分の1程度の数値となっています。

オ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足の大きさを表す資金不足比率については、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計のいずれにおいても、資金不足が生じなかったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

将来負担額

下表内 () は H26 年度。【単位：百万円】

地方債 現在高	+	債務負担 行為に基 づく支出 予定額	+	公営企業繰 入見込額・ 組合等負担 見込額	+	退職手 当負担 見込額	+	公社、第 三セクタ ー等負担 見込額	-	充当可 能基金	-	充当可 能特定 歳入	-	交付税算 入見込額				
1,411,774 (1,384,117)		16,954 (19,653)		51,423 (52,811)		197,603 (196,431)		115 (94)		37,124 (40,242)		20,681 (22,178)		951,225 (922,962)				
<table border="1"> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>-</td> <td>元利償還金等に係る交付 税算入額</td> </tr> <tr> <td>432,905 (419,914)</td> <td></td> <td>70,874 (67,254)</td> </tr> </table>													標準財政規模	-	元利償還金等に係る交付 税算入額	432,905 (419,914)		70,874 (67,254)
標準財政規模	-	元利償還金等に係る交付 税算入額																
432,905 (419,914)		70,874 (67,254)																

(分子) 668,838百万円 / (分母) 362,031百万円 = 184.7%
H26年度【(分子) 667,723百万円 / (分母) 352,659百万円 = 189.3%】

健全化判断比率及び資金不足比率 用語解説

1 実質赤字比率

一般会計と一部の特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

※ 一般会計と一部の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、企業会計と特別会計のうち公営企業に係る特別会計まで（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上

3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。その対象は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などにも広がっています。

※過去3カ年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

・ 地方債の元利償還金
・ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

国庫支出金など元利償還金等に充当した特定財源

4 将来負担比率

負債（地方債残高など）の大きさを示すストック指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{特定財源} + \text{地方債現在高に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

- ・ 地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ・ 公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの負担見込額
- ・ 退職手当負担見込額
- ・ 県が損失補償等を付している出資法人の負債に対する一般会計等の負担見込額 など

- ・ 将来負担額に充当した特定財源
- ・ 将来負担額に充当が可能な基金残高（財政調整基金、県債管理基金 等）

5 資金不足比率

公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、各会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

- ・ 企業会計は、「流動負債－流動資産」
- ・ 特別会計は、実質赤字の額

営業収益－受託工事収益（本業の収入規模）

■ 対象会計の範囲（三重県の場合）



